

子発 0903 第 10 号
令和 2 年 9 月 3 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

D V 被害者等自立生活援助事業の実施について

D V、ストーカー、性暴力・性犯罪等の被害等により、婦人相談所で一時保護された後、地域で生活を始めようとする方々の中には、基本的な生活習慣は身に付いているものの、精神面での被害の影響が大きく、随時、行政機関等への同行支援や、自立に向けた助言を必要とする場合があります。民間シェルターに入所している被害女性等に対する自立支援及び退所後の定着支援の構築を図るため、今般、これまでモデル事業として実施してきた当該事業を本格実施に移行することに伴い、別紙のとおり実施要綱を定め、令和 2 年 4 月 1 日から適用することとしたので、その適正且つ円滑な実施について通知する。

なお、この通知については、都道府県知事から婦人相談所等の関係機関及び管内市に対して、指定都市市長及び中核市市長から管内の関係機関に対して、この旨周知されるようお願いする。

また、本通知の施行に伴い、「D V 被害者等自立生活援助モデル事業の実施について」（平成 26 年 3 月 24 日雇児発 0324 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）は廃止する。

D V 被害者等自立生活援助事業実施要綱

第 1 目的

D V 被害者等自立生活援助事業（以下「援助事業」という。）は、婦人相談所の一時保護（一時保護委託を含む）解除後の D V、ストーカー、性暴力・性犯罪等の被害を受けた等の女性（以下、「D V 被害等女性」という。）が地域で自立していくために必要な支援を実施することにより、地域における支援体制を構築するとともに、D V 被害等女性に対する支援の推進に資することを目的とする。

第 2 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市、中核市及び一般市（特別区含む。）とする。

なお、実施主体は事業の全部又は一部について、年間を通じて D V 被害等女性の支援を行う社会福祉法人、特定非営利活動法人（N P O 法人）等（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団及びその統制の下にある団体等を除く。以下、「委託団体」という。）に委託することができる。この場合、委託団体は、D V 被害等女性を受け入れる機能を有し、D V 被害等女性の支援を 5 年以上継続して行っている団体とすることが望ましい。

第 3 対象者

本事業の対象者は、D V、ストーカー、性暴力・性犯罪等の被害を受け、民間シェルター等の一時的な居住場所に居住し、自立のための相談・支援を希望する者であって、実施主体が本事業の対象とすることを適当と認められた者とする。

また、D V 被害等女性の同伴家族についても、本事業の対象として差し支えない。

第 4 事業内容

1. 事業の内容

本事業においては、以下の自立支援事業及び定着支援事業を実施する。

なお、実施主体につき、年間概ね 1 0 世帯程度を支援対象とすること。

(1) 自立支援事業

D V シェルター等の一時的な居住場所に居住する D V 被害等女性に対し、

必要に応じて、例えば、

- ① 生活相談（金銭管理、整理整頓、食生活、健康管理等）
- ② 行政機関・裁判所等の活用方法の助言及び同行支援
- ③ 就職支援
- ④ その他必要な相談

など D V シェルター等からの退所に向け必要な支援を行う。

(2) 定着支援事業

(1) の支援により、DVシェルター等を退所した者に対し、必要に応じて、例えば、

①電話相談

②家庭訪問

③社会生活の場（地域活動の場、職場など）への同行等

職員による相談、助言など、地域生活を定着させるための継続的な支援を行う。

2. 事業の実施方法

(1) 本事業の実施に当たっては、実務上の責任者一人を、委託団体等の職員のうちから適当と判断される者を選定して配置するものとする。

(2) 本事業による支援は、対象者毎に個別支援計画書（別添1及び別添2）を作成して行うこと。

また、個別支援計画書の作成に当たっては、事前に対象者と話し合うなど、対象者の意見が十分に反映されるように留意するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。

(3) 自立支援事業については、原則として週に一回以上支援を行うこと。
なお、特に支援が必要と思われる者に対しては、必要に応じた支援に配慮すること。

(4) 本事業の実施に当たっては、婦人相談所、福祉事務所等のDV被害等女性に対する支援を行う関係機関と連携を密にすると共に、地域社会の理解と協力が得られるよう配慮すること。

第5 経費

国は、別に定めるところによりこの事業の運営に要する経費を補助するものとする。

第6 留意事項

本事業の実施に当たっては、効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での個人情報の共有に努めるとともに、事業の実施に携わる者が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについて周知徹底を図る等の対策を講ずること。

また、関係者間で情報共有を行うことについて、支援開始時点等で対象者から同意を得ておくものとする。

なお、事業を委託する場合には、個人情報の取扱いについて委託団体との契約において明確に定めること。